令和７年度（２０２５年度）県南地域に係るＩＴ・コンテンツ系企業向け魅力発信

事業（企業研修支援業務分）委託仕様書

１　委託事業名

令和７年度（２０２５年度）県南地域に係るＩＴ・コンテンツ系企業向け魅力発信

事業（企業研修支援業務分）

２　目　的

　　本県において、県北地域では半導体関連企業の進出が進む一方で、県南地域では企業進出が低調な状況にある。そのため、高校生をはじめとする若年層の県南地域での就職率は低く、地域外へ就職する傾向が顕著となっており、企業の誘致を強化する必要がある。中でも、小規模な投資と雇用でも進出が可能なＩＴ・コンテンツ系企業の誘致は、県南地域の現状との親和性が高く、誘致活動に積極的な市町村も多いが、地域の知名度が低く、その魅力が十分に発信されておらず、企業との接点が持てない状況にある。

本業務は、リモートワークや働き方改革が進む中、企業が福利厚生の一環として、自社の研修を地方の自然環境豊かな地域で実施する動きに合わせ、研修実施企業を県南地域に誘致し、地域の魅力を発信しながら、研修の受入れを通して企業との関係性を深められるきっかけが築けるよう県南市町村を支援し、主体的に企業誘致を行っていく流れを構築するものである。

県南市町村とは、次の市町村をいう。

・八代市、人吉市、水俣市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市

・八代郡、葦北郡、球磨郡、天草郡の町村

３　委託期間

　　委託契約締結後から令和８年（２０２６年）２月２７日（金）まで

４　委託業務

　（１）事業概要

　　・県南市町村で企業が実施する社員向け研修の受入れを行うにあたり、（２）及び（３）に係る業務を実施すること。また、最終的な企画・制作・運営等の具体化については、熊本県と受託者が協議の上、決定する。

　　・研修の実施概要は、次のとおりとする。

　　　〔開催期間〕令和７年８月～１２月の間を目安に、１週間程度の研修を実施

　　　〔開催場所〕県南地域の市町村におけるサテライトオフィス等

　　　〔参加企業〕ＩＴ企業、コンテンツ企業（ゲーム・アニメ・映像制作等）

　　　　　　　　　　（＝最終的に誘致を目指す企業）

　　　〔受入市町村〕県南地域から３市町村(団体)を選定

（市町村(団体)が研修受入れ・運営の主体）

（２市町村以上が合同で研修受入れを計画している場合は「団体」

として選定する）

【選定方法】

　　　　　　熊本県において、県南市町村に対し研修受入の募集を行う。受入れを希望する市町村(団体)からは受入れ計画書を提出してもらい、その中から有効な内容と認められる市町村(団体)を、地域バランス等も考慮して３箇所選定（委託外）

　（２）企画・計画等

　　・受託者は、本事業の目的を踏まえ、本仕様書に記載の業務内容を全て企画・実施す

ること。

　　・受託者は、本事業の進行過程を示したスケジュール等を記載した事業計画書を作成し、熊本県の承認を得ること。

　　・研修実施に係る直接経費（交通費、宿泊費、飲食費、会場借上費、会場光熱水費、資料代等）は、研修実施企業又は研修受入れ市町村(団体)が負担するものとする。

　　・事業実施にあたって受託事業者に発生する一切の経費（例：研修実施企業の募集に要する広告・通信費、研修実施企業や市町村(団体)との事前調整や研修当日の支援に係る人件費、交通費、宿泊費等）に要する費用は、すべて委託料に含むものとする。

（３）企業研修実施の支援

　① 研修実施企業の募集・誘致

　　・企業研修を実施する企業を募集し、受入れを行う県南市町村(団体)毎に１企業（計３企業）を誘致すること。

　　・誘致にあたっては、企業の希望等も踏まえ、受入れを行う３市町村(団体)の状況に合う企業を提案し、市町村(団体)の了承のうえ、最終的な研修実施企業を決定すること。

　　② 研修実施企業への支援、調整

　　　・企業が研修を実施するにあたって、実施日時や企業が求める研修環境等の調整を受入れ市町村(団体)との間で行うとともに、企業が求める情報の提供を適宜行うなど、企業研修実施前の支援を行うこと。

　　　・研修実施期間中において、企業側の求めに応じて課題の解消に繋がる支援、調整を適宜行うこと。

　　③ 受入れ市町村(団体)への準備支援

　　　・企業研修の受入れの実施主体である市町村(団体)に対し、研修を実施する企業情報を提供するとともに、市町村(団体)の受入れ計画の確認や現地での打合せ等を通じて、企業研修受入れにあたっての準備、運営上のノウハウ等を適切に提供すること。

　　④ 研修実施期間中の受入れ市町村(団体)への支援

　　　・研修実施期間中において、受入れ市町村(団体)の求めに応じて、運営上の支援を適宜行うこと。

　　　・研修実施後も、受入れ市町村(団体)での定期的な研修の実施を始めとする企業との関係性が継続するとともに、将来的な企業立地にも繋がるよう、研修実施前後も含めた市町村(団体)の対応に関する具体的な助言等の支援を行うこと。

　　⑤ 研修実施後の効果測定、課題整理、次年度への提言

　　　・研修実施企業や市町村(団体)に対するアンケート等を通じて事業の評価・総括を行い、課題を整理するとともに、次年度の事業に向けた提言や未実施市町村にも参考となるマニュアル等の作成を行い、熊本県に報告すること。

　　⑥ 独自提案

　　　・本事業の目的を達成するために効果的な企画があれば提案すること。

５　業務の実施にあたっての留意事項

（１）受託者は、本業務の実施に当たり、実施内容について熊本県に協議しながら行うこと。

（２）受託者は、対象業務に関する十分な知識、理解及び経験のあるスタッフを確保するとともに、契約条件を遵守し業務を遂行すること。

（３）熊本県から業務の処理に関し報告を求められた場合、受託者は速やかにその進捗状況を報告すること。

（４）委託業務を行うために必要となる資料等は、その必要に応じて受託者に提供できること。

（５）受託者は、いかなる場合においてもこの契約の履行中に知り得た業務に関わる事項及び付随する事項を第三者に漏らしてはならない。

（６）受託者は、本業務の実施にあたり本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに熊本県と協議すること。

６　実績報告書の提出

　　受託者は、委託期間終了までの間に実績報告書を熊本県企業立地課に提出すること。

７　委託費の支払い

　　熊本県は、業務の処理が完了した後、実績報告書の提出を受けて検査を行い、その内容が契約上の要件を満たしていれば、委託費の支払いを行う。

８　知的財産権等の取扱い

　　受託者が制作した成果物（資材、デザイン及びデジタル素材等を含む）の著作権、出版権、使用権は、熊本県に帰属する。

９　その他

　　本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、適宜協議のうえ、解決するものとする。